　第２８号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年２月２４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

」

第１０条第１項中「４２万円」を「５０万円」に改める。

第１５条の４第１項第１号中「１００分の７．１６」を「１００分の７．１７」に改め、同項第２号中「４万２，１００円」を「４万５，０００円」に改める。

第１５条の１２第１項第１号中「１００分の２．２８」を「１００分の２．４２」に改め、同項第２号中「１万３，２００円」を「１万５，１００円」に改める。

第１５条の１６中「２０万円」を「２２万円」に改める。

第１６条の４第１項第１号中「１００分の２．４４」を「１００分の２．２０」に改め、同項第２号中「１万６，６００円」を「１万６，２００円」に改める。

第１９条の２各号列記以外の部分中「２０万円」を「２２万円」に改め、同条第１号ア中「２万９，４７０円」を「３万１，５００円」に改め、同号イ中「９，２４０円」を「１万５７０円」に改め、同号ウ中「１万１，６２０円」を「１万１，３４０円」に改め、同条第２号中「２８万５，０００円」を「２９万円」に改め、同号ア中「２万１，０５０円」を「２万２，５００円」に改め、同号イ中「６，６００円」を「７，５５０円」に改め、同号ウ中「８，３００円」を「８，１００円」に改め、同条第３号中「５２万円」を「５３万５，０００円」に改め、同号ア中「８，４２０円」を「９，０００円」に改め、同号イ中「２，６４０円」を「３，０２０円」に改め、同号ウ中「３，３２０円」を「３，２４０円」に改める。

第１９条の４第１号ア中「６，３１５円」を「６，７５０円」に改め、同号イ中「１万５２５円」を「１万１，２５０円」に改め、同号ウ中「１万６，８４０円」を「１万８，０００円」に改め、同号エ中「２万１，０５０円」を「２万２，５００円」に改め、同条第２号ア中「１，９８０円」を「２，２６５円」に改め、同号イ中「３，３００円」を「３，７７５円」に改め、同号ウ中「５，２８０円」を「６，０４０円」に改め、同号エ中「６，６００円」を「７，５５０円」に改める。

第２４条の４第２項中「雇用保険受給資格者証」の次に「または同規則第１９条第３項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２４条の４第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第１０条第１項の規定は、令和５年４月１日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

３　改正後の第１５条の４、第１５条の１２、第１５条の１６、第１６条の４、第１９条の２および第１９条の４の規定は、令和５年度分の保険料から適用し、令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

　（説明）基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、出産育児一時金の額を引き上げるほか、規定を整備する必要がある。